

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支見通し  
(平成19年度～平成23年度)の主な前提条件

<収入>

1 医業収益

(1) 診療報酬改訂

診療報酬単価の改訂については、期間中±0%とした。

(2) 入院収益

以下の新病棟開棟に伴う収入増を見込んだ。

ア 平成19年10月からの医療観察法病棟(33床)の開棟(27人/日と想定)

イ 平成19年4月からの児童・思春期病棟(16床)の開棟(14人/日と想定)

(3) 外来収益

ア 平成18年度から外来収入が大幅に減少しているのは、院外処方の実施による。

イ 平成19年度から医師数の増(平成18年度:9人→平成19年度:14人)による外来患者数の増を見込んだ。(平成18年度:135人/日→平成19年度:165人/日)

ウ 平成20年度からナイトケアの実施を見込んだ。(定員20人)

(4) その他営業収益

平成19年度については、医療観察法病棟に係る厚労省からの設備前準備経費補助金、開設当初の赤字補填補助金等を見込んだ。(約4億円)

<支出>

1 医業費用

(1) 給与費

ア 平成19年度の医療観察法病棟及び児童・思春期病棟の開棟に伴う増員に係る人件費の増加等を見込んだ。(平成18年度:139人→平成19年度以降189人)

イ 平成19年度から給食業務及び看護補助業務の民間委託の実施による人件費の削減を見込んだ。

ウ 退職給付費用については、従前は、県の一般会計で負担していたが、平成19年度以降は、県からの派遣職員分を除き法人が負担する。(退職給付引当金を積み立て:約5億3千万円)

(2) 材料費

ア 平成18年度から薬品費が大幅に減少しているのは、院外処方の実施による。

イ 給食材料費については、給食業務の民間委託を実施したことにより、平成19年度以降0円とした。(委託料の中で対応)

(3) 経費

ア 平成19年度の医療観察法病棟及び児童・思春期病棟の開棟に伴う光熱水費等の増加を見込んだ。

イ 給食業務及び看護補助業務の民間委託の実施に伴う委託料を見込んだ。(給食業務については、民間委託による経費節減効果の一部を給食の質の向上に充てた。)

2 役員報酬

平成19年度から、新たに法人役員に係る報酬を見込んだ。

3 資本支出

移行前地方債の償還に要する費用を見込んだ。据え置き期間の経過により、期間後半の償還額が増加する見込みとなっている。